身体的拘束適正化のためのマニュアル

社会医療法人ペガサス 介護療養型老人保健施設ペルセウス

I 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体的拘束は入所者の生活の自由を制限することであり、入所者の尊厳ある生活や 自立を阻害するものであります。入所者の尊厳と主体性を尊重し、職員ひとりひとり 身体的拘束が多くの弊害をもたらすことを認識し、身体的・精神的な影響を招く恐れ のある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則行いません。

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の基準

- ① 切迫性 : 入所者本人または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる 可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性: 身体的拘束を行う以外に代替する看護・介護方法がないこと
- ③ 一時性 : 身体的拘束が一時的なものであること 上記3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると判断された場合、 本人・ご家族への説明・同意を得て身体的拘束を実施する場合もありますが、 身体的拘束を行った場合は、利用者の態様や介護の見直し等により、早期の 身体的拘束解除に向けて取り組みます。

介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の 機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、 車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- 即自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

日常的な支援について

施設は日常的に次のとおり取り組み、身体的拘束等の必要性の排除に努めます。

- ① 入所者主体の行動、尊厳ある生活の援助に努めます。
- ② 入所者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、ご意向に沿った支援の提供に努めます。
- ③ 積極的に施設内外の研修へ参加し、施設全体の資質向上に努めます。
- ④ 安全確保のためやむを得ず身体的拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会に おいて検討します。

2 身体的拘束等適正化に向けた体制

(1) 身体的拘束適正化の検討

身体拘束廃止委員会(以下、「委員会」とする)を設置し、身体的拘束適正化に 向けての現状把握及び改善について検討するとともに、身体的拘束廃止に関する 取り組みを職員に対し指導することを目的とします。

- (2) 身体拘束廃止委員会の構成員 施設長、看護師、管理栄養士、支援相談員、理学療法士、事務職員
- (3) 身体拘束廃止委員会の開催 委員会は | ヶ月に | 回の頻度で開催します。
- 3 緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合の対応
 - (1) 3要件の確認
 - ・切迫性(入所者本人または他の入所者等の生命または身体が危険にさらされる 可能性が著しく高いこと)
 - ・非代替性(身体的拘束を行う以外に代替する看護・介護方法がないこと)
 - ・一時性(身体的拘束が一時的なものであること)
 - (2) 身体的拘束検討カンファレンスの実施

関係各職種が集まり身体的拘束による入所者への損害や身体的拘束をしない場合の リスクを検討します。入所者の態様を踏まえ身体的拘束の必要性を判断した場合、 身体的拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして 定期的にカンファレンスを行い、再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 入所者本人や家族に対しての説明と同意

本人または他の入所者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを 得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、次の項目についてご本人・ご家族等へ 説明し書面で同意を得ます。

- ・拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況

・拘束開始及び解除の予定 ※参考様式①「身体拘束に関する同意書」

(4) 記録及び再検討

緊急やむを得ない理由から身体的拘束を実施した場合は、身体的拘束の実施状況や 入所者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、カンファレンスで 拘束解除に向けた確認(3要件の再検討)を行います。

※参考様式②「身体拘束廃止に向けたカンファレンス用紙」 身体拘束廃止委員会の記録及び周知

- (5) 身体拘束廃止委員会での検討内容の記録様式(身体拘束廃止委員会議事録)を定め、これを適切に作成・保管し、委員会の結果について職員に周知徹底します。
- 4 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため職員に対し、採用時のほか、定期的な研修を実施します。 研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)を 記載した記録を作成します。

5 入所者等による本指針の閲覧

当指針は、当施設で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、 入所者やご家族が閲覧できるように施設への掲示や施設ホームページへ掲載します。

附則

令和4年4月1日より施行する。